

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年六月十日

指令越建セ第二七〇〇二五一号

二 検査済証番号

平成二十八年七月十五日

越建セ第一四九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市南区太田窪四丁目二番十一号

砂川 佐由子